

利用料金

「多床室」～1日あたりの利用料金～

(単位:円)

介護度	介護サービス費	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II) 月あたり	科学的介護推進体制加算(II) 月あたり	看護体制加算(II) I	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	居住費	食費	日額	介護職員等処遇改善加算(I) (月あたり)	月額
要介護1	589	12	20	50	13	36	22	915	1,445	3,129	2,832	93,862
要介護2	659									3,209	3,126	96,256
要介護3	732									3,292	3,433	98,753
要介護4	802									3,372	3,727	101,147
要介護5	871									3,450	4,017	103,507

「従来型個室」～1日あたりの利用料金～

(単位:円)

介護度	介護サービス費	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II) 月あたり	科学的介護推進体制加算(II) 月あたり	看護体制加算(II) I	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	居住費	食費	日額	介護職員等処遇改善加算(I) (月あたり)	月額
要介護1	589	12	20	50	13	36	22	1,231	1,445	3,445	2,832	103,342
要介護2	659									3,525	3,126	105,736
要介護3	732									3,608	3,433	108,233
要介護4	802									3,688	3,727	110,627
要介護5	871									3,766	4,017	112,987

「ユニット型個室」～1日あたりの利用料金～

(単位:円)

介護度	介護サービス費	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II) 月あたり	科学的介護推進体制加算(II) 月あたり	看護体制加算(II) I	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	居住費	食費	日額	介護職員等処遇改善加算(I) (月あたり)	月額
要介護1	682	12	20	50	/	46	/	2,066	1,445	4,357	3,118	130,718
要介護2	753									4,438	3,416	133,146
要介護3	828									4,524	3,731	135,711
要介護4	901									4,607	4,038	138,208
要介護5	971									4,687	4,332	140,602

・介護職員等処遇改善加算(I)は、介護サービス費の合計額に14.0%を乗じた額です。

・月額料金(30日)は目安となっております。ご利用状況(利用日数、加算等)により増減致しますので予めご了承下さい。

・介護サービス費(各加算含)の額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合により決まります(1割・2割・3割)

・利用者負担段階に応じて、居住費・食費の負担額が軽減されます(これには、申請が必要です)

《利用者負担段階》

第1段階	・市町民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金等の合計額が年額80万円以下の方
第3段階①	・住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金等の合計額が年額80万円を超え120万円以下の方
第3段階②	・住民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金等の合計額が年額120万円を超える方。
第4段階	・上記以外の方

*平成27年8月～令和4年7月31日までの低所得者の施設利用者が受ける食費・居住費の補助の適用条件。

①ご利用者及び配偶者が住民税課税対象者の場合。

②預貯金が一定額を超える場合。

*単身者:500万～650万円、夫婦:1500万～1650万円

*預貯金は、有価証券、定期貯金、投資信託、現金を含む。

*上記①と②の該当者の方は食費・居住費の補助対象外。

・次のいずれかに該当する場合には、多床室の金額になります。

① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室の入所が必要な場合。

② 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である場合。